



2025 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 : フ ロ イ ン ト 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 伏 島 巖
(コード番号: 6312 東証スタンダード)
問 合 せ 先 : 取 締 役 管 理 本 部 長 関 和 宏 昭
電 話 : (03) 6890-0750 (代表)

**株式会社友による当社株式に対する公開買付けの結果
並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ**

株式会社友（以下「公開買付者」といいます。）が 2025 年 7 月 15 日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が 2025 年 10 月 28 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025 年 11 月 5 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「フロイント産業株式会社（証券コード: 6312）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。本公開買付けに応募された当社株式の総数（11,165,030 株）は買付予定数の下限（6,727,900 株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2025 年 11 月 5 日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 11,165,030 株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（6,727,900 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、本公開買付けを通じて、公開買付者がその全ての買付けを行うこととなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025 年 11 月 5 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が 50%を超える

ことになるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

一方、当社の筆頭株主である牧寛之氏は、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年11月5日（本公開買付けの決済の開始日）付けて、当社の筆頭株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主等の概要

（1）新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

（1） 名 称	株式会社友
（2） 所 在 地	東京都新宿区西新宿六丁目 25 番 13 号フロイントビル
（3） 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 伏島 巖
（4） 事 業 内 容	1. 会社の株式等の有価証券又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理する業務 2. 前号に関連する一切の業務
（5） 資 本 金	10,000 円
（6） 設 立 年 月 日	2025 年 6 月
（7） 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2025 年 10 月 28 日現在)	伏島巖氏 100.00%
（8） 当社との関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	当社の代表取締役である伏島巖氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の代表取締役である伏島巖氏が議決権の 100.00%を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

（2）主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

（1） 名 称	牧 寛之
（2） 住 所	東京都渋谷区
（3） 当社との関係	
資 本 関 係	牧寛之氏は、当社株式 5,164,100 株を所有しております。ただし、牧寛之氏は、そのうち 4,483,713 株を本公開買付けに応募しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

4. 異動前後における異動株主の所有する議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数

（1）株式会社友

	属性	議決権の数(議決権所有割合(注))			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	

異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	111,650 個 (65.96%)	—	111,650 個 (65.96%)	第1位

(注) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」とは、当社が2025年10月10日に提出した第62期半期報告書に記載された2025年8月31日現在の発行済株式総数(18,400,000株)から、同日現在の対象者の所有する自己株式数(1,472,800株)を控除した株式数(16,927,200株)に係る議決権の数(169,272個)を分母として計算し、小数点第三位を四捨五入しております。

(2) 牧 寛之

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である 筆頭株主	51,641 個 (30.51%)	—	—	第1位
異動後	—	6,803 個 (4.02%)	—	6,803 個 (4.02%)	第4位

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式11,165,030株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て(ただし、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式並びに本公開買付けに応募しない旨合意した当社株主である伏島揺光社、伏島靖豊氏の相続人、伏島巖氏、株式会社大川原製作所及び牧寛之氏(以下「本不应募株主」といいます。))が所有する当社株式(ただし、牧寛之氏については不应募の対象となる当社株式に限ります。)を除きます。)を取得できなかったことから、当社が2025年7月14日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(2025年7月15日付で公表いたしました「(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」、2025年8月8日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」、2025年8月27日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」、2025年9月29日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」及び2025年10月14日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」による各変更を含みます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者及び本不应募合意株主のみとすることを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

(添付資料)

2025 年 10 月 29 日付「フロイント産業株式会社（証券コード：6312）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以上

各 位

会 社 名 株式会社友
代表者名 代表取締役 伏島 巖フロイント産業株式会社（証券コード：6312）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社友（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 7 月 14 日、フロイント産業株式会社（証券コード：6312、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 7 月 15 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 10 月 28 日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社友

東京都新宿区西新宿六丁目 25 番 13 号フロイントビル

（2）対象者の名称

フロイント産業株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	12,393,713（株）	6,727,900（株）	—（株）
合計	12,393,713（株）	6,727,900（株）	—（株）

（注 1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（6,727,900 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,727,900 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注 4）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数（12,393,713 株）を記載しております。当該最大数は、対象者が 2025 年 7 月 14 日に公表した「2026 年 2 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 5 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（18,400,000 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,491,044 株）を控除した株式数（16,908,956 株）に、

対象者が 2025 月 6 月 27 日に実施した自己株式処分の対象となる譲渡制限付株式（報酬）に係る株式数（20,672 株）を加算した株式数（16,929,628 株）から、本公開買付けに応募しないことに合意している株式会社伏島揺光社（所有株式数：1,648,000 株）、伏島靖豊氏（所有株式数：1,217,900 株）、伏島巖氏（所有株式数：316,028 株）、株式会社大川原製作所（所有株式数：673,600 株）及び牧寛之氏（所有株式数：5,164,100 株）がそれぞれ所有する対象者株式（ただし、牧寛之氏については不応募の対象となる対象者株式 680,387 株に限ります。以下「本不応募合意株式」といいます。）の合計数（4,535,915 株）を控除した株式数です。

（５）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年7月15日（火曜日）から2025年10月28日（火曜日）まで（71営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（６）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,085 円

2. 買付け等の結果

（１）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,727,900 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（11,165,030 株）が買付予定数の下限（6,727,900 株）以上となりましたので、公開買付開始公告（その後に提出された公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及び公開買付届出書（その後に提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（２）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 10 月 29 日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（３）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	11,165,030（株）	11,165,030（株）
新 株 予 約 権 証 券	—株	—株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 （ ）	—株	—株
株 券 等 預 託 証 券 （ ）	—株	—株
合計	11,165,030（株）	11,165,030（株）
（潜在株券等の数の合計）	—株	（—株）

（４）買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	90, 196 個	(買付け等前における株券等所有割合 53. 28%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	111, 650 個	(買付け等後における株券等所有割合 65. 96%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	45, 358 個	(買付け等後における株券等所有割合 26. 80%)
対象者の総株主等の議決権の数	169, 218 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年10月10日に提出した第62期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年8月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式も買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2025年8月31日現在の発行済株式総数(18,400,000株)から、同日現在の対象者の所有する自己株式数(1,472,800株)を控除した株式数(16,927,200株)に係る議決権の数(169,272個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
2025年11月5日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することを目的とした手続を実施することを予定して

おります。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社友	東京都新宿区西新宿六丁目 25 番 13 号フロイントビル
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934. その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e)又は第 14 条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者 (affiliate) について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものといたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものといたします。

このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933. その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。